

「女性の人権ホットライン」等を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 夫の妻に対するDV

夫の暴力行為から逃れるため、子どもとともに親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。(措置:「援助」)

2. 夫の妻に対する暴行・虐待

妻に対し、髪をつかんで腹部を殴る、顔面を蹴るなどの暴行を加えたり、妻がうつ病であることや、父親から性的虐待を受けていたことを他人に話すなどされているとして、妻から法務局のインターネット人権相談受付窓口で相談がされた事案である。

法務局が中心となって、警察等の関係機関と連携を図り、被害者の見守り体制を構築した。

また、被害者に対して、カウンセリング機関を紹介するとともに、DV被害の登録のために警察署への同行を行うなど、人権擁護委員と法務局職員が被害者に寄り添った対応を行うことにより、被害者の身体の安全を確保するに至った。(措置:「援助」)

3. 夫の妻に対するDV

高齢の父親から母親が暴言を受けているとして、その子から相談がされた事案である。

法務局が速やかに子に連絡を取り状況を確認したところ、母親が父親から日常的に暴言を受けていることが認められたことから、子の了解を得た上で、地域包括支援センターに情報提供を行った。

その後、同センターが母親らと面談して対応を協議し、父親を病院に受診させ適切な薬を処方してもらうなどした結果、母親に対する暴言はなくなり、安心して生活することができるようになったとして、相談者である子から感謝の言葉が述べられた。(措置:「援助」)

4. インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

元交際相手の男性によって、インターネット上のアダルトサイトに氏名や住所といった情報のほか、交際中に撮影した性的な画像が投稿され、自らサイト運営会社に対し削除を依頼したが応じてもらえなかったとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該情報及び画像は被害者の名誉を毀損し、被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局から当該サイト運営会社に対して削除要請を行ったところ、当該情報及び画像は削除されるに至った。(措置:「要請」)